



栲原町 景観計画

令和7年12月改定
栲原町

目次

第1章	梶原町の現状整理	
1	地域特性	1
2	景観・まちづくりのこれまでの取組み	3
3	景観形成上の課題整理及び対応方針の検討	5
第2章	景観計画の策定方針	9
第3章	景観計画区域	
1	景観計画区域	10
2	区域の区分の考え方	10
3	景観重点区域（重点的に景観形成を図る区域）の指定	11
第4章	良好な景観形成に関する方針	
1	基本理念・景観形成の基本方針と基本目標	13
2	景観まちづくりの将来像と景観構造	16
3	景観重点別の景観形成方針	18
4	四万十川流域の文化的景観の保全・継承	26
第5章	行為の制限に関する事項	
1	基本的な考え方	28
2	届出の流れ	29
3	届出対象行為	30
4	届出が適用されない行為	32
5	景観形成基準	34
第6章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	
1	景観重要建造物の指定方針	44
2	景観重要樹木の指定方針	45
第7章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	46
第8章	景観重要公共施設の整備に関する事項	
1	指定に関する基本的な考え方	48
2	対象施設	48
3	景観重要河川の整備方針	51
3	景観重要道路の整備方針	52

第1章 梶原町の現状整理

1 地域特性

(1) 自然・地理的条件

①自然条件

本町は、高知県中西部に位置し、面積236.45km²の広大な地域である。標高は、南部の220mから北部四国カルスト地帯の1,456mと大きな高低差がある。地形は、急峻な四国山地に抱かれており傾斜地が多く、平坦地は町を二分するように南流する梶原川とその支流沿いに点在している。

気象条件は、年平均気温13.3℃（最高38.7℃、最低－7.6℃）、年間降水量2,657mm（いずれも平成17年～平成26年）と比較的温暖で多雨地域である。しかし、冬季には積雪もみられ、中央部でも0.3～0.6m、北部山岳地では1.0～1.5mに及ぶこともある。また、夏秋期には、台風や豪雨により農林産物、公共施設等への災害も多い地域である。

②地理的条件

本町は、北側から西側にかけて愛媛県境を有しており、高知市から82km、高幡広域圏の中心都市須崎市から47km、また愛媛県松山市から78km、宇和島市から51kmの位置にあり、国道197号、国道439号、440号の3路線、主要地方道2路線（城川梶原線、中平梶原線）及び一般県道4路線（四国カルスト公園縦断線、葦ヶ峠文丸線、上郷梶原線、松原窪川線）が高知、愛媛両県の他市町と通じている。

国道197号は愛媛県側も全線改良が完了しており、国道440号についても四国カルスト直下への地芳トンネルが平成22年度に完成した。

また、本四連絡の三橋が開通し、中国地方、近畿圏と四国四県の県都が高速道路でつながり、島内では西予市や四万十町まで高速道路が延長され、さらに、四国西南地域への延伸が計画されている。今後もさらに道路網が整備されていく予定である。

本町は四国カルスト、清流四万十川の源流域であり、貴重な観光資源に恵まれている。

(2) 沿革

本町は、延喜 13 年（西暦 913 年）津野経高公がこの地に入り、開拓によって津野荘を築いて以来 687 年間津野氏の所領となり、地域の政治、文化の中心地として発展してきた。慶長 5 年（1600 年）、山内氏の所領となり、梶原 6 ヶ村、東津野 3 ヶ村をもって「津野山郷」と称し郷制を執ってきたが、明治維新の変遷を経て、明治 4 年（1871 年）高知県の所轄となった。

そして、明治 22 年（1889 年）の市町村制実施により、梶原、越知面、四万川、初瀬、中平、松原の 6 ヶ村を 1 つの自治区として「西津野村」と称し、全国屈指の大村として発足した。その後、明治 45 年（1912 年）には村名を「梶原村」と改め、さらに昭和 41 年（1966 年）、町制を施行して「梶原町」と改称し、現在に至る。戦後における町村合併法の適用をうけることもなく、同一行政区域のままであり、旧村単位で梶原東・梶原西・越知面・四万川・初瀬・松原の 6 区と 53 の字に分けられている。

(3) 人口及び世帯

令和 2 年の国勢調査での総人口は 3,307 人（男性人口 1,611 人、女性人口 1,696 人）で、年少人口 320 人、出産年齢人口 1,456 人、高齢人口 1,531 人となっており、総世帯数は 1,513 世帯である。少子高齢化が進み、特に高齢者比率は高くなっている。

(4) 住環境の状況

本町の集落は、拠点といえる町中心部と準拠点としての旧郷村の中心であった集落 6 地区があり、その他は散在した集落となっている。

近年の道路整備によって集落間の連絡は便利になっているが、高齢化・過疎化により、集落機能の維持が困難となりつつある集落も増えてきている。そこで、人口定着による機能維持を意図し、若者定住対策事業等を実施している。

また、公営住宅では住宅のモデルとなるような木の里にふさわしい住まいづくりを進めてきたが、法律の改正により、入居者の家賃負担が高額となる場合も見受けられ、今後は、必要とされる公営住宅の厳選と計画的な整備、高額所得者の持ち家化を図るなどの取り組みが望まれる。

(5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、以下に示すとおりである。全町域面積の約91%を占める林野は、人工林が多く、戦後に植林された森林は生長が旺盛な時期にさしかかっている。農地については、経営規模は零細であるものの集約性の高い野菜の施設園芸が定着している。宅地については全町域の0.4%にすぎず、町中心部及びその周辺部では宅地の購入が困難な状況にある。

2 景観・まちづくりのこれまでの取組み

梶原町では、平成15年度に梶原町住宅マスタープランを作成し、これをもとに平成16年度から町中心部における街なみ環境整備事業を推進している。この事業には、景観軸としての国道440号の拡幅整備などといった「まちの整備」や住宅・建築物の景観形成への誘導といった「住宅・建築物の整備」を位置づけている。

これに基づいて平成16年3月に「梶原町街なみ景観要綱」を作成し、景観形成基準を定めた地区指定を行い、景観形成を推進してきた。

<展開方針>

●地場産材（木、石、土）を使ったまちづくりをめざす。

四万十川の源流域に位置している梶原町は、恵まれた森林資源によって豊かな四万十川の水を生み出してきたように、豊かな自然によって文化も育まれてきた。地域の自然環境とのかかわりによって地域の文化を育てていくことは、今後も未来へ引き継いでいく大切なことであり、家と街なみづくりに地場産材を利用していくことも地域の文化を育むことにつながる

●資源循環型社会づくりをめざす。

梶原の先人たちは、長い歳月の中で、こうした森林や水のもたらす恩恵に与（あずか）る一方、その恵みを受ける源（森林と水）を守ることも同時に考え、森林と水と共生する資源循環型の社会を当たり前とした生産や生活を築いてきた（「梶原町総合振興計画」基本構想）。地場産材を使ったまちづくりは、こうした資源循環型社会づくりにもつながっていくことになる。

●「やすらぎ」をつくりだし、「もてなし」をあらわすまちづくりをめざす。

地場産材をつかって、家づくり・街なみづくりをすすめることは、住んでいる人にとっては日々の暮らしの中に「やすらぎ」をつくりだしていくことになる。また外から梶原町を訪れるひとにとっては、「ほっとする」「おちつく」気分になり、それが「もてなし」をあらわすことになる。

基本方向 木と水をいかした、やすらぎともてなしのあるまちなみづくり

平成 17 年 4 月 14 日に、景観法に基づき、高知県の同意を得て、景観行政団体になり、梶原町景観計画の策定を行った。

また、平成 13 年 3 月に高知県が「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下、「四万十川条例」という。）を制定し、流域 5 市町（津野町、梶原町、中土佐町、四万十町、四万十市）が一体となって四万十川の環境及び景観の保全・振興に取り組んできた。平成 21 年には全国で初めて 5 市町が連携した広域的な文化的景観として、文化財保護法に基づき国により重要文化的景観に選定され、それに合わせて梶原町景観計画も改定を行った。

選定から 10 年以上が経過するなかで、流域では当初想定できなかった山や川への影響が懸念される自然再生エネルギー等の開発計画への対応等の必要性から、令和 5 年度に四万十川流域 5 市町の文化的景観保存活用計画が改定され、四万十川流域の文化的景観の保全の考え方が示されました。

これを受け、本町においても、流域 5 市町と連携しながら、四万十川流域の文化的景観の保全を図るとともに、本町における魅力ある景観の保全・創出に向け、景観計画の改定を行うこととした。



国道 440 号沿いの中心部の街なみ



神在居の棚田

3 景観形成上の課題整理及び対応方針の検討

(1) 景観形成に係る特性の整理及び景観形成上の課題

良好な景観を形成し、まちづくりを行っていくために、地域住民の方に平成17年・平成19年に実施した意識調査・アンケートを踏まえ地域の景観資源を整理し、また景観形成に係る課題を地域類型に整理した。

要素	景観の特徴	景観形成上の課題
森林	<ul style="list-style-type: none"> モミ、トガを主とした樹齢数百年の立木と巻き込まれた切株が群生している日本有数の貴重な原生林景観 	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な原生林における樹木と林層の維持・管理
	<ul style="list-style-type: none"> 林層や山の形によって歴史風土を育んできた森林景観 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史風土を育み、集落を包む背景としての森林保全 複層林化など森林維持施策の継続 人工林は、間伐等適正な管理に努める
自然公園	<ul style="list-style-type: none"> カルスト特有の石灰岩による奇石群などの景観を保ち、多くの観光客でにぎわう自然豊かな景勝地 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなるカルスト台地の保全と活用
	<ul style="list-style-type: none"> 梶原の歴史的・自然的魅力を凝縮した交流と学習機能を果たし、多くの観光客を集める緑豊かな公園景観 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持・管理 周辺景観と調和した施設の維持、管理
河川	<ul style="list-style-type: none"> 親ヶ淵溪谷、八百とどろ等の溪谷と林層が一体となった特色ある河川景観や鮎釣り、ピクニックといったレクリエーションの場となる梶原川、四万川、流れの変化を見せる小さな滝やよどみ 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水質保全と河床、護岸等の景観の維持・保全（自然工法の採用） 来訪客に紅葉など四季折々の季節感を感じるための河川周辺樹木の広葉樹化
道路	<ul style="list-style-type: none"> 山の切れ目から見える溪谷、河川沿いの眺めなど移動に伴い変化する景観 自然にやさしい法面処理と背後の森林が調和した美しい道路（自然石、ポット苗緑化工法） 	<ul style="list-style-type: none"> 自然と一体となった変化に富んだ美しい道路景観の形成
	<ul style="list-style-type: none"> 坂本龍馬脱藩の道、維新の道など、木立の中の歴史的な道路沿道景観 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史を感じる景観形成に向けた古道の環境整備
	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅、農産物直販所、雲の上ホテル・温泉など山間地景観のポイントとなる道路沿道施設景観 	<ul style="list-style-type: none"> 道路景観にうるおいとやすらぎを与える道路沿道施設の維持・管理
農地	<ul style="list-style-type: none"> 山間地における棚田の美しい景観（特に神在居の千枚田とその周辺の風景） 	<ul style="list-style-type: none"> 棚田の荒廃の防止 棚田の石組の維持・保全 周辺景観と調和した建造物の維持 屋外広告物のコントロール

要素	景観の特徴	景観形成上の課題
集落地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梶原の集落は、前面の川と川沿いの平地（農地等）、斜面を活かした住宅が創り出す各集落特有の景観（自然地形が創り出す美しさや石組と木造住宅の美しさ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境と調和した景観形成 ・ 山村集落独自の歴史・文化の活用・保全
町中心部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 197 号現在、国道整備が進められている幹線道路沿道地域の賑わい景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物更新と併せた、周辺環境と調和した街なみ景観の誘導 ・ 屋外広告物のコントロールや電線類の地中化等による景観形成
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梶原町総合庁舎、雲の上の図書館、ゆすはら・夢・未来館、歴史民俗資料館などの緑と建物の調和した景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の緑化・修景による景観形成
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三嶋神社、ゆすはら座、茶堂などの歴史性の高い町のシンボルとなる景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観的に重要な既存施設の保全・活用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉祥寺、維新の門、六志士の墓地の周辺の高台に位置するまちのシンボルとなる景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町中心地からの眺望ポイントとしての景観整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山々に包まれ、まとまりのある市街地景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物更新と併せた、周辺環境と調和した街並み景観の誘導 ・ 市街地内に点在する歴史・文化施設のネットワーク化
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地内をゆるやか流れる梶原川、三嶋神社の参道で屋根付きの梶原らしい木橋である神幸橋 	<ul style="list-style-type: none"> ・ うるおいある河川景観と調和した橋梁の維持・掛け替え ・ 河床、護岸等の景観形成（自然工法の採用）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地を包み込み、市街地の背景となる山々の森林景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地と一体となった森林景観の維持 ・ 屋外広告物のコントロール

(2) 梶原町全体における景観形成にかかる特性の整理

景観計画区域において良好な景観形成を図る上での重要な景観資源を整理すると以下のとおりである。

- ・ ししまる地区の国道幹線道路沿道地域の魅力と賑わいある景観
- ・ 梶原町総合庁舎、雲の上の図書館、ゆすはら・夢・未来館、歴史民俗資料館などの緑と建物の調和した景観
- ・ 三嶋神社、吉祥寺、維新の門群像、六志士墓地の市街地周辺の高台に位置する市街地のシンボルとなる景観
- ・ ゆすはら座、歴史民俗資料館、茶堂などの歴史・文化性の高い町のシンボル景観
- ・ 町内を流れる3本の河川とそれに架かる橋梁
- ・ 町全体を包み込み、町の背景となる山々の森林景観
- ・ 雄大な四国カルスト
- ・ 歴史・文化の香る脱藩の道
- ・ 日本最後の清流の源流域の河川軸
- ・ 梶原の昔ながらの風景をとどめている集落群



ししまる地区の沿道景観



緑と建物の調和した景観



三嶋神社



ゆすはら座



梶原川と木造橋



四国カルスト



脱藩の道



上流域の梶原川と山々



集落景観（後別当）

(3) 課題の対応方針

梶原町は、広大な山間の町であり、その土地の91%が森林である。また、人々の生活空間は、町の中央部に位置する中心市街地を核に、3本の河川軸（梶原川・四万川・北川）と3本の国道（国道197号・国道439号・国道440号）に沿って散在し、景観資源も散在している。

住民は、梶原の森林と河川と山間集落が一体となった景観そのものが貴重な資源であることを理解し、今後もこの景観を守っていききたいと考えている。

本町では、広域交通網の整備や観光交流を活かして交流人口の拡大による地域振興を考えている。このため、町中心市街地における国道整備による地域の賑わい活性化を目指し、まちづくり整備を進めている。それに併せ地域住民と共に、まちの将来像とあわせた良好な景観形成を推進している。

また、全町的には災害で孤立するような地域もあり、地域の連携や安全の確保のためには、まだまだ道路や河川等の整備が必要な地域も多く見られる。

このように様々な課題があることから、全町的な景観に配慮した整備・維持保全を検討していく。従って、道路や河川、建築物・工作物等の整備にあわせて、景観形成の先導的役割を担うためにも景観重要公共施設の整備に関する事項を定め活用していく。また、基本理念や基本方針に沿って景観づくりを一步一步、進めていく。

今後は、四季折々の自然、先人たちから引き継がれてきた美しく豊かな景観、神在居地区で進められているオーナー制度などを通してモデルとなる役割を担う地区や、四万十川流域5市町で今も残る良好な景観を保全・活用していくために広域で連携し四万十川流域の文化的景観の保全に取り組んでいる地区を重点的に支援する。また町民一人ひとりの景観まちづくりに対する意識や関心を高めていく取組みを今後も継続的に行うとともに、行政においても、景観に係わる関連部署が横の連携を取りつつ、総合的な施策の展開を図れるよう、景観形成促進のための体制を整える。その他の地区についても町民・事業者・行政が協力し計画的に景観づくりを進めていく。

梶原町総合振興計画の基本理念を共有し、住民が地域に愛着を持ち誇りを育み未来へ引き継いでいくため、町全域を対象とした規制誘導方策が必要であり、町全域を対象とした景観計画区域の指定を行い、町の自然環境の保全と良好な景観保全を意図した景観計画策定の主旨を広く住民に伝え、景観計画の主旨に照らし合わせた指導を景観行政の一環として進めることとする。

第2章 景観計画の策定方針

本町は急峻な四国山地に抱かれた傾斜地が多く、河川沿いに平坦地が点在している。町の91%を占める森林とともに、四万十川の最大の支流である梶原川、第二支流である四万川や北川川の河川は、梶原の歴史風土を育んできた資源であり、生活文化を含めた総合的な「眺め」そのものがこの地の景観資源である。

本町には日本人のふるさとである原風景がそのままの姿で残っており、多様な自然や生態系、美しい風景や伝統文化として豊富に残されており、自然環境や国土の保全など多面的で重要な役割を果たしている。しかし、今、地域では高齢化・過疎化によるコミュニティ機能の低下が進んでおり、「集落消滅」の危機感を抱いている。

そのためにも、この景観計画策定や改定を契機に、自らの故郷をみなおし、梶原の景観は町民共有の財産であることを認識し、自分たちで守り未来へと育み創り、快適な生活環境と地域の活性化を図り、その方向性を検討していくことが大切である。景観計画策定を通じて町民、事業者、町が役割分担しながら連携を図るものである。本町の素晴らしい風景、伝統文化、これらの良好な景観形成を維持・保全し住民一人一人が誇りと自信を持ち未来へと引き継いでいくため、景観施策を総合的に講ずる梶原町景観計画を策定する。

本計画は、景観法に基づき、本町における良好な景観形成に関する理念や、景観計画区域、景観形成の方針、行為の制限に関する事項（届出を要する行為と景観形成基準）等、本町の景観形成に関する事項を示したものである。

第3章 景観計画区域

1 景観計画区域

梶原の歴史風土を育み、現在に継承されてきた良好な景観形成を今後も守り、育てていくために景観法第8条第2項1号に基づく景観計画区域は、梶原町全域とする。

2 区域の区分の考え方

景観計画区域は、本町の景観形成において重要な地域については「景観重点区域」に指定し、その他の区域を「一般区域」とする。

景観重点区域は、既存の四万十川条例による景観保全の取り組みや重要文化的景観の保護に資する取り組みと整合した区域を「四万十川区域」として指定する。さらに、地域住民が先導的な役割を担いまちづくりの取り組みや良好な景観形成に向けた熟度も高い区域、梶原固有の自然や歴史・文化が薫り景観維持・保全が必要とされる区域、今後新たに良好な景観づくりを進める必要がある区域を「重点地区」として指定する。

各区域の特性にあった景観まちづくりを進めるために、区域の区分に応じて景観重点区域の種別を第1種から第3種として区分し、景観形成の方針や行為の制限に関する事項（届出対象行為と景観形成基準）を定めることとする。

3 景観重点区域（重点的に景観形成を図る区域）の指定

(1) 第1種地区

■四万十川区域 第1種地区

四万十川水系の河川環境及び河川の水辺が作り出す景観の保全を図る区域とする。

- ・ 四万十川条例の重点地域のうち「回廊地区」に該当する範囲（梶原川・北川川から第一道路まで）
- ・ 重要文化的景観の選定範囲のうち、四万川川から第一道路までの範囲

(2) 第2種地区

■四万十川区域 第2種地区（神在居地区を含む）

四万十川水系の河川沿いの山なみや山すそから傾斜地の環境及び景観の保全を図るとともに、既存の集落景観と調和した景観形成を図る区域とする。

- ・ 四万十川条例の重点地域のうち「保全・活用地区」に該当する範囲（梶原川・北川川沿いの第一道路から第一稜線まで）
- ・ 重要文化的景観の選定範囲のうち、第一道路から第一稜線までの範囲（ただし、第3種地区に指定された地区は除く。）
- ・ 上記以外の重要文化的景観の選定範囲（国有林等）

■四国カルスト地区

愛媛県と高知県都の県境に位置する四国カルスト県立自然公園の範囲において、良好な自然景観の保全を図る区域とする。

- ・ 四国カルスト県立自然公園区域

■脱藩の道地区

町内を横断する坂本龍馬脱藩の道には茶堂も多く残り、山路の散策等を楽しむ人も多く、周囲の自然や集落と調和した景観の保全を図る区域とする。

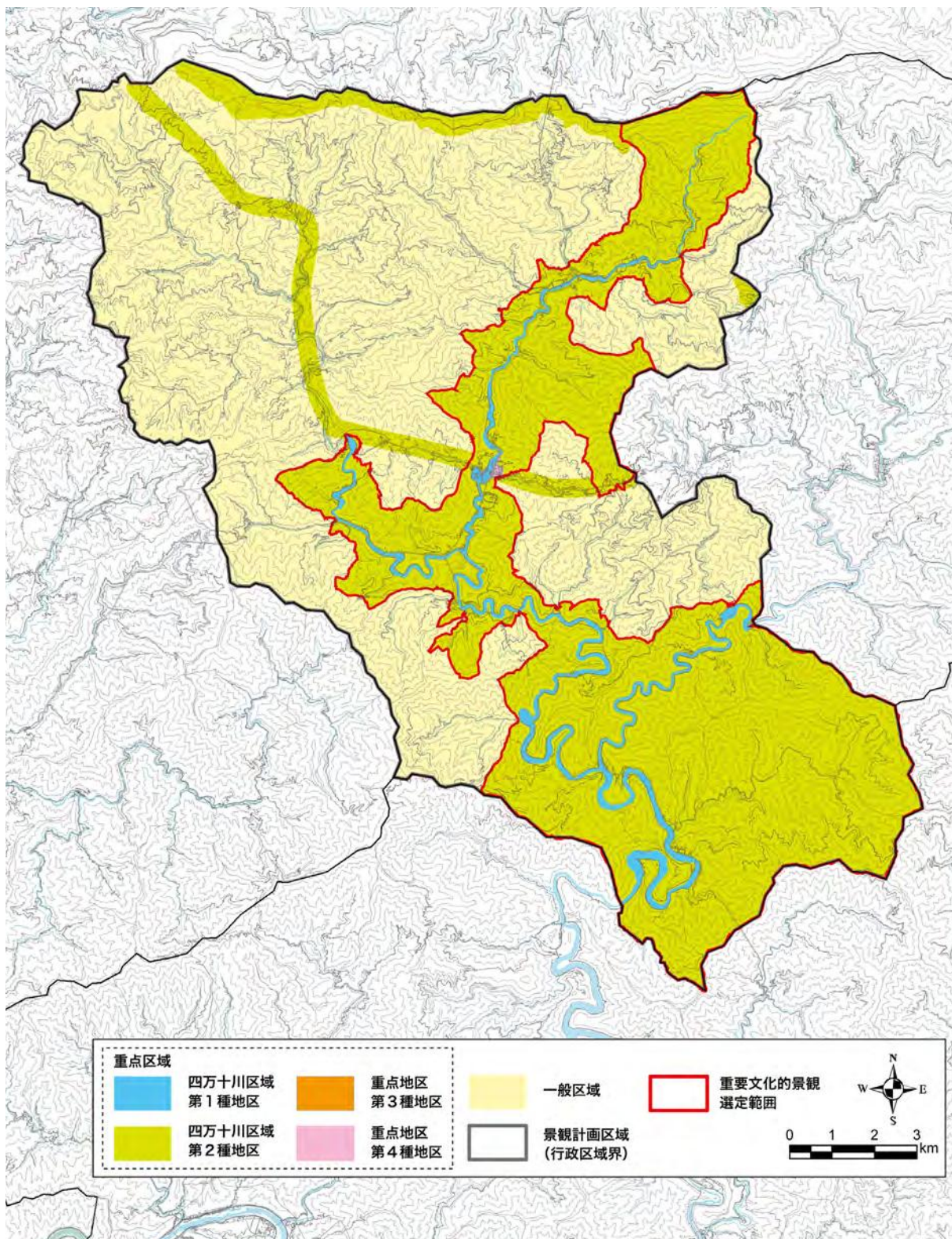
- ・ 脱藩の道路境界から20mの範囲に含まれる土地の区域

(3) 第3種地区

■ししまる地区

国道440号沿いの沿道景観の形成により、街の中心部としてにぎわいある街なみの形成を図る区域とする。

- ・ 国道197号と国道440号の交差点から三嶋神社までの区間で国道440号沿道10mの範囲に含まれる土地の区域



景観計画区域の区分図

第4章 良好な景観形成に関する方針

1 基本理念・景観形成の基本方針と基本目標

(1) 基本理念

梶原町の景観づくりを進める際に、町民・事業者・町が共有する基本理念は、梶原町総合振興計画の基本理念を踏まえ、この計画の基本理念に定める。

梶原の特色ある歴史風土や魅力ある梶原の景観を町民共有の財産として認識し、人々の営みが育んできた森林と水の保全に努め、美しい国土と梶原の文化を守るとともに、この優れた山々の緑、渓谷の清らかな流れと日常の生活が織りなす「やすらぎ」と「もてなし」の景観を育むことにより、長期的な視点にたった景観形成を進め、新たな観光交流の振興に活かし、町の活性化と魅力や価値をより高め健全な発展に寄与し、梶原町の特性にあった景観形成を進めるものとする。



梶原川沿いに広がる梶原町中心部の全景

(2) 梶原町全域における景観形成の基本方針

<梶原町全域における景観形成の基本方針>

「^{もり}森林と水の文化」を未来へ継承する景観づくり

四季折々の彩りを織りなす「梶原の森林」、この森林から生まれた空気と水が、私たちの生命（いのち）を支えています。また、森林は、私たちに林産物等の生産財としての価値をもたらしてくれるだけでなく、癒しや潤いといった保健・環境財としての価値をももたらし、私たちの暮らしを豊かにしています。さらに、国土保全や、災害防止といった公益的な機能も発揮しています。千枚田の実りも、梶原の民俗文化を代表する津野山神楽も、森林を抜きにして語ることはできないし、存在もしなかったのです。

梶原の先人たちは、長い長い年月の中で、こうした森林や水のもたらす恩恵に与（あずか）る一方、その恵みを受ける源（森林と水）を守ることも同時に考え、森林と水と共生する資源循環型の社会を当たり前とした生産や生活を築き、「もてなし」と「やすらぎ」のある地域社会を伝えてきました。これこそ、私たちの先人が培ってきた「^{もり}森林と水の文化」なのです。

この先人たちの培ってきた森林と水の文化「自然と共に生きる知恵＝共生と循環の思想」にもう一度学ぶことを通して、誰もが「健康のよろこび」、「こころの豊かさ」、「環境の快適さ」を実感できる地域社会を築きあげることです。（町総合振興計画より抜粋）これらの多様な景観を地域資源とし、町民と行政が一体となり、自主的に行っている地域での活動を広げ、景観に対する理解と意識を高めていくことが必要不可欠である。

従って、景観形成においても、梶原の歴史風土を育んできた^{もり}森林と水の保全に努め、美しい国土と梶原の文化を守るとともに、この優れた山々の緑、溪谷の清らかな流れと農村集落が総合的に織りなす「やすらぎ」と「もてなし」の景観を守り育むことにより、新たな観光交流の振興に活かし、梶原町の活性化と健全な発展に寄与するものとする。

(3) 基本目標

基本理念及び基本方針を達成する景観づくりを行うために、以下のような区域ごとに異なる景観特性を踏まえた基本目標を定める。

< 梶原町の豊かな自然を未来へと引き継いでいくための景観形成の共通の考え方 >

「^{もり}森林と水の文化」を未来へ継承する景観づくり

●^{もり}森林を守り、育て、「もてなし」と「やすらぎ」のある森林景観づくり（森林）

町域面積の9割以上を占める森林は、「森林と水の文化」の源として「もてなし」と「やすらぎ」のある地域社会を伝えてきました。これからも、貴重な天然林を守りつづけるとともに、森林の広葉樹林化など、森林を育てていくことが求められている。豊かな生態系を有する森林として受け継ぎながら、四季折々の彩りを織りなす森林に育て、住民・来訪者に対して「もてなし」と「やすらぎ」のある景観の形成を目指す。

●地域固有の河川景観を守り、観光資源として活用する河川景観づくり（清流）

本町は、日本最後の清流として有名な四万十川の源流域に位置しており、この四万十川の支流である梶原川、四万川川、北川川では、親ヶ淵渓谷、八百とどろなどの地域固有の河川景観を作り出している。長い歳月のなかで形づくられたこの河川景観を未来へ継承するとともに、河川環境を活かした体験型観光・交流を図り、「うるおい」と「やすらぎ」のある河川景観の形成を目指す。

●歴史・文化的資源を活かした、歴史・文化の香り漂う景観づくり（歴史・文化）

本町は、高知県下の文化史上に確たる地位を築いた「津野山文化」を現在に継承するなど、町内には歴史・文化的資源が受け継がれています。この先人の残した貴重な資源を継承し、それに磨きをかけて、梶原独自の歴史の香る新たなふるさと文化を確立し、発信していくことが求められてる。これらの歴史・文化的資源と活動空間が一体化する、歴史・文化の香り漂う景観の形成を目指す。

●地域特性にあわせた市街地・集落の街並み景観づくり（市街地・集落）

本町の市街地・集落は、人口の集中する町中心部の市街地とそれを取り巻く旧村の中心地区及び散在する集落により構成されている。これらの市街地・集落は、山懐に包まれ、背後の山や川と一体的な景観が形成されており、今後もこれまで受け継ぎ、育ててきた地域特性と調和した市街地や集落の街並み景観の形成を目指す。

●農業活動の促進と融合した山間部の原風景である棚田景観づくり（農地）

本町は平地が少なく、農用地の多くは斜面地を利用した棚田（千枚田）となっている。この日本の山間部の原風景となるうるおいとやすらぎを与える景観を後世に残していくためには、自然と産業の共生を図りながら、農用地としての効果的な利用に配慮した保全、活用を推進し、積極的な農業活動の促進と融合した棚田景観の形成を目指す。

2 景観まちづくりの将来像と景観構造

(1) 栲原町全体における景観まちづくりの将来像

景観まちづくりの将来像を以下のように設定する。

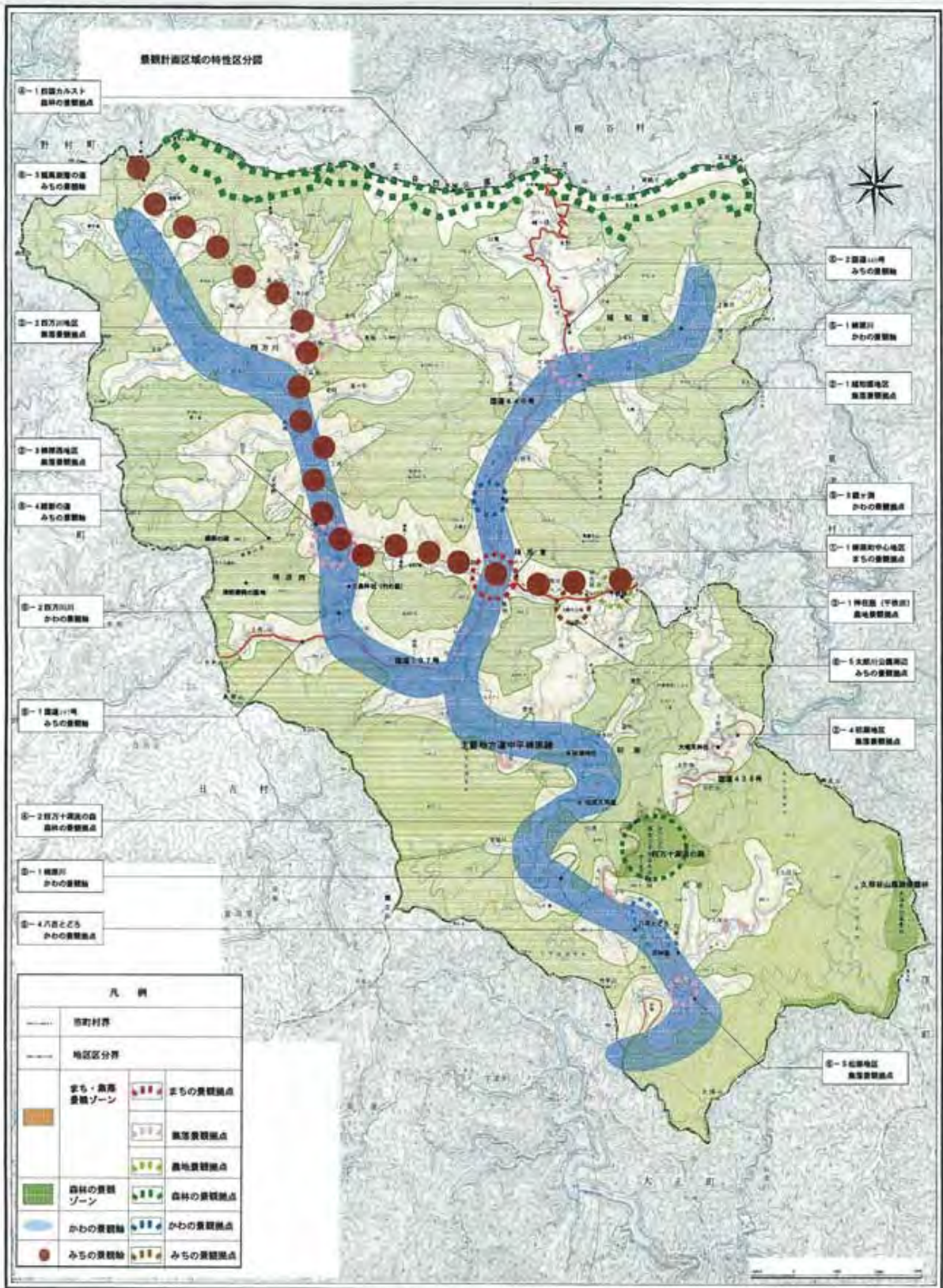
<景観まちづくりの将来像>

緑豊かな山々に包み込まれ、
「やすらぎ」と「もてなし」のある景観形成

(2) 栲原町の景観構造

本町の景観の特性、住民意向等を勘案して、本町における景観の特性を区分し、ゾーン・軸による景観構造を設定する。

景観構造	
ゾーン	集落 ・ 集落景観ゾーン ・ 町中心部 ・ 千枚田を含む農用地
	森林 ・ 自然公園の景観ゾーン ・ 四国カルスト ・ 四万十川源流の森 ・ その他森林
軸	かわの景観軸 ・ 栲原川 ・ 四万川川 ・ 北川川
	みちの景観軸 ・ 坂本龍馬脱藩の道 ・ 維新の道



栲原町の景観構造図

3 景観重点区域別の景観形成方針

(1) ししまる地区

本地区は国道 440 号の拡幅工事により国道の整備や沿道建物の建て替えが進むとともに、栲原の顔となる賑わいのある街なみを形成してきている。地区内には役場庁舎等公共施設には栲原産材を利用した建物や栲原らしい歴史・文化の香り漂う建築物等が点在している地域でもあり、自然と一体となった変化に富んだ美しい景観を形成している。



1) 景観形成の基本目標

ししまる地区の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

<景観形成の基本目標>

緑豊かな山々に包み込まれ、「やすらぎ」と「もてなし」のある街並み景観の形成を目指す

2) 景観形成の方針

① にぎわいある幹線道路沿道景観の創出

国道 440 号沿道の国道景観軸は、街並みの連続性に配慮した、町の中心部として、にぎわいある景観形成を図る。

街路空間は、歩行を快適にするため、電線類の地中化や広告・看板類の統一、自然素材を活用した舗装材などの工夫を図る。

② うるおいある水辺景観の整備

市街地内を緩やかに流れる栲原川の河川景観軸は、御幸橋を含む4つの橋梁、計画されている水辺公園及び河床、護岸等の整備を通して、清流に親しむうるおいある景観形成を図る。

③ 梶原らしい歴史・文化の香り漂う景観の形成

「吉祥寺」、「三嶋神社・御幸橋」、「六志士墓地・茶堂周辺」、「川西路地区構造改善センター・維新の門群像周辺」の4つの地域景観拠点は、中心市街地を取り囲む場所に位置し、国道軸をはじめ、市街地の至る所から見える重要な眺望点である。これらの地域景観拠点周辺については、建築物等を維持・保全し、梶原らしい地域特性を活かした景観形成を図る。

また、市街地内の歴史・文化的景観資源である「ゆすはら座」や「歴史民俗資料館」などの地域景観拠点は、歴史ある建物等を活用・保全し、歴史・文化の香り漂う良好な景観形成を図る。

④ 既成市街地における建築物、工作物等の景観誘導

市街地内の建築物等については、建物意匠の基調的デザインの統一を検討し、周辺景観と調和した街なみ景観の形成を図る。

⑤ 市街地の背景となる森林の保全

市街地周辺の背景となる森林は、本地区の景観を形づくる上での重要な景観要素の1つであり、その森林景観の保全・育成に努めるとともに、屋外広告物等のコントロールを行う。



(2) 神在居地区

梶原町は、標高 220 ～ 1455 m とかなりの高低差がある地域で、平地が少ないことから山あいの傾斜を利用した農耕作が発達しており、多くの棚田が形成されている。

このなかでも、本町の玄関口に位置し、国道 197 号の風早トンネル上に広がる「神在居の千枚田」は、数多くの田んぼが創り出す美しい風景を形成している。



梶原町を訪れた作家・故司馬遼太郎氏は、天に向かって幾重にも重なる千枚田の絵模様を見て「農業が築きあげた日本のピラミッド。万里の長城にも匹敵する。」と驚きの声を挙げたほどで、山里の知恵が創り上げた「暮らしの芸術」として多くの人に認知されている。

1) 景観形成の基本目標

神在居地区の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

<景観形成の基本目標>

山間農地における日本の原風景を未来に引き継ぎ、
いきいきとした農村景観の形成を目指す

2) 景観形成の方針

① 棚田を構成する石積の継承

本地区は、自然地形に沿って緩やかな線形の石積による棚田が形成され、良好な景観が保たれている。今後も石積による棚田を保全することを基本として、石積の修繕を図りながらこれまで受け継いできた良好な農地景観を未来へと継承する。

② 積極的な農業活動の仕組みづくり

棚田景観は、農業的土地利用が維持されることによって守られるものである。そこで、平成4年から開始した「千枚田のオーナー制度」の継続も含め、継続的な農業活動の仕組みを構築し日本の農村の原風景を未来へと継承する。

③ 周辺景観と調和した建築物等の誘導

棚田周辺の集落においては、建物形態、屋根、壁面の色彩・素材等の誘導により、周辺景観と調和した集落景観の形成を図る。

また、電柱、電灯等の景観阻害要素の修景・移設等や周辺景観と調和した道路舗装面の修景等も考慮する必要がある。



(3) 四万十川区域

「日本最後の清流」といわれる四万十川の源流域に位置する本町には、四万十川最大の支流である梶原川、第二支流である北川川と四万川川の3本の緩やかに流れる美しい河川がある。

それぞれの河川には、沈下橋や木橋が架かり清流に親しむ空間があちらこちらにある。この大切な宝物を住民共有の財産として、後世に引き継いでいくために、保全し、その価値をいっそう高め、観光振興の発展へとつなげる。



1) 景観形成の基本目標

四万十川区域の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

<景観形成の基本目標>

四万十川源流域の美しい自然景観を地域の財産として
守り、育て、更に価値を高める河川景観の形成を目指す

2) 景観形成の方針

① うるおいある水辺景観の整備

日本最後の清流四万十川の支流の3本の河川がそれぞれ豊富な水を下流へと運び、美しい自然景観を有している。今後もうるおいある景観形成を図る。

② 四万十川源流域の文化的景観

四万十川源流域は、今も生活や生業との結びつきが深い多様な文化的景観を有し美しい景観を織りなしている。今後このすばらしい景観を活用・保全し、価値を高めていくこととする。

③ 四万十川源流域の河川景観と景観形成

四万十川源流域に位置し、梶原町固有の河川景観が形成されている。集落と集落を結ぶ沈下橋は河川と人とが関わる中で生み出された四万十川流域の宝物である。この地域の財産を大切に四万十川源流にふさわしい河川景観の形成を目指し未来へと引き継いでいく。

④ 周辺景観と調和した景観形成

四万十川条例との整合性もとりつつ、建物形態、色彩等、周辺景観や集落景観との調和を考えた河川景観の形成を図る。



(4) 龍馬脱藩の道地区

坂本龍馬や勤王の志士達が日本の夜明けを夢見て使命感に燃えて駆け抜けた道は「脱藩の道」と呼ばれ、町内を横断するように通る。今も多くの人が龍馬に憧れ、ゆっくりと過ごし自分と向き合うために訪れる。集落の境の道沿いには「茶堂」が今も残る。茶堂は旅人を茶菓でもてなし、旅人よりもたらされる外部の情報収集の場としても重要な場であった。現代でも客人信仰は今も受け継がれ、人情の細やかさ、山里深い地でありながら多くの人々が訪れる、もてなしの文化が息づく梶原の表れである。



1) 景観形成の基本目標

龍馬脱藩の道地区の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

<景観形成の基本目標>

近代日本の礎を築いた人々に思いを馳せながら、四季折々の山々を楽しみ茶堂で旅人をもてなしてきた梶原固有のみち景観づくりを目指す。

2) 景観形成の方針

① 梶原流もてなし術景観形成の維持

集落と集落の間にあり旅人を茶菓でもてなしてきた茶堂の文化的景観資源の保全・活用を図る。

② 自然景観を楽しむ景観形成

四季折々の美しい変化に富んだ自然景観を楽しむことのできる道としての景観づくりを進め観光振興、地域活性化を図る。

③ 歴史・文化的資源を活かした景観づくり

梶原独自の歴史・文化の香る資源を活かし、現代に受け継がれてきた「もてなし」の心を継承し、磨きをかけ積極的に農村文化の情報発信を行い資源の保全・活用を行っていく。

(5) 四国カルスト地区

愛媛県との県境、標高約 1,400m、東西約 25km に広がる日本三大カルストのひとつである。石鎚山等の周辺の山々が一望でき、西から大野ヶ原、五段高原、姫鶴平、天狗高原^{めづるだいら てんぐこうげん}までなだらかな山肌には、夏は草の絨毯、秋はススキが一面に広がる。浸食により地表に露出した白い石灰岩が点在し、奇岩絶壁や珍しい地形、自然現象等の雄大な景色が広がる。



乳牛の放牧地として多くの牛が放牧され、カルスト特有の風景をさらに牧歌的な色を加える。夜には満点の星空を望む、圧巻の自然景観が広がる。

1) 景観形成の基本目標

四国カルスト地区の景観形成の基本目標を以下のように設定する。

<景観形成の基本目標>

多くの人々を魅了し続ける幻想的な景観を維持し
観光振興につながる景観の形成を目指す

2) 景観形成の方針

① 四国カルストの特性を活かした景観形成

四国カルストの豊かな自然環境の保全を図ると共に町民や訪れる人たちが、楽しみ、やすらぐ景観形成を図る。

② 美しい自然豊かな恵みの水、山間景観の維持

四国カルストから湧き出る一滴の水が集まり四万十川へとつながっている。四国カルストの美しく雄大な自然は幻想的な景観を形成している。その美しい景観を維持し保全していく。

③ 四国カルストにおける建築物、工作物等の景観誘導

四国カルストにおける建築物、工作物については、建物意匠の高さ、色彩について、周辺景観と調和した自然景観の形成を図る。

4 四万十川流域の文化的景観の保全・継承

(1) 四万十川流域の文化的景観の価値

四万十川流域では、山と川がつくり出す地形のまとまりごとに暮らしが形成されています。地形条件は多様で、気候風土の自然条件は異なるものの、地形に応じた土地利用が行われ、時代の変化や自然条件と呼応しながら持続可能な暮らしが育まれています。

この四万十川流域らしい景観とは、自然と折り合う人々の営みによって形づくられた土地の使い方と、その営みとともに


維持されてきた四万十川と山々の豊かな自然環境が、一体となり形成されています。四万十川流域では、源流域から河口域まで相互に関係を持ちながら、流域全体を通して「山・川とともに生きる人々の持続的な暮らしの在り様」を伝える重要な文化的景観が育まれています。




四万十川流域の文化的景観の位置

四万十川流域の文化的景観の見かた


山と川による「安定した大地のフレーム」と小さな変化を繰り返す「生きている川」



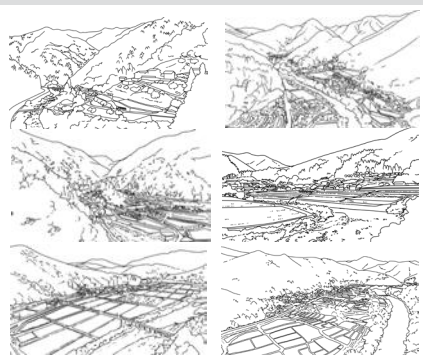
自然条件と上手につきあう「環境から得るもので生きる暮らし方」



川と道のネットワークにより付与される営みと文化における「個性」



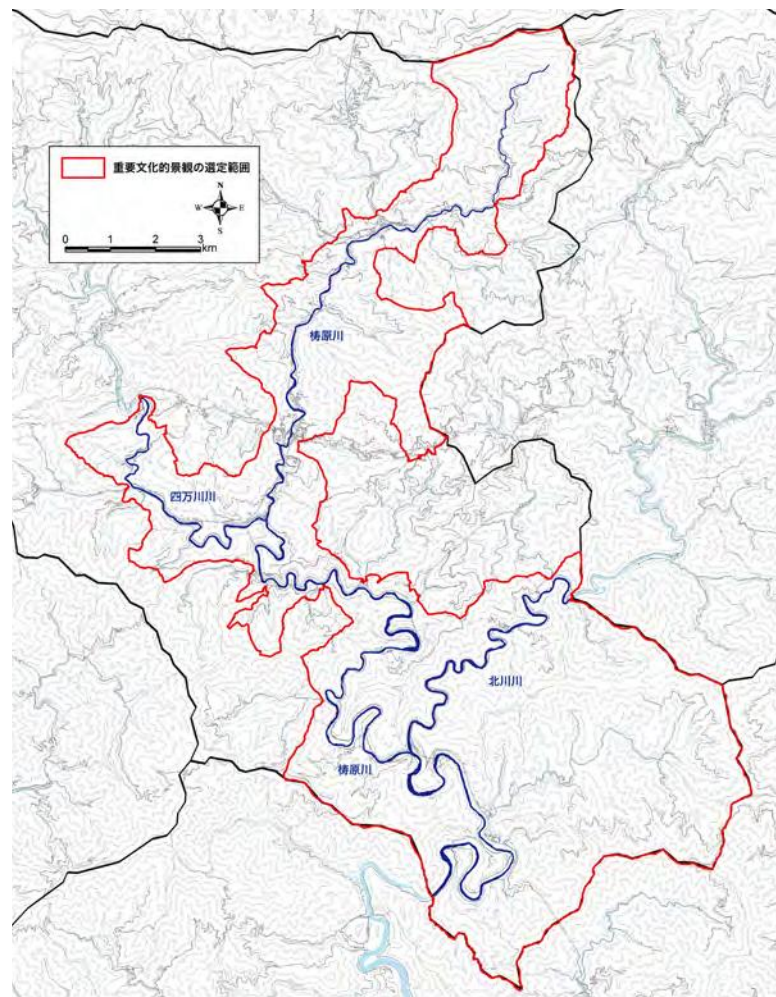
流域の多様な景観のまとまり



(2) 「上流域の山村と棚田」の文化的景観の保存継承

梶原町には平地が少なく、山間の傾斜地で農耕を行う必要から川沿いには小規模な棚田が点在している。上流の乏しい水を合理的に利用しながら工作が継続されている。農耕が制約される反面、豊かな森林は藩政時代から地域の財産として管理され、火入れによる採草とともに樹木を伐採して薪の採取や製炭が行われてきた。多くの山村が不況により林業活動を手控え始める中、梶原町は町単独事業を通じて林業に常に積極的な取り組みを続け、国際的な森林認証制度による高付加価値化を図りながら林業による地域づくりを進めている。梶原川は流れが早く岩場も多いことから渡船の利用は限られ、昭和30年代には沈下橋が建設されるようになり、現在でも農地と人家を結ぶ重要な役割を担う。

このように、梶原町には、四万十川上流域の厳しい自然条件の下で営まれた林業と小規模な棚田等における農の営みによる「四万十川上流域の山村と棚田の文化的景観」が形成されており、これらの保全・継承を図ります。



「四万十川上流域の山村と棚田の文化的景観」の位置

第5章 行為の制限に関する事項

1 基本的な考え方

町民・事業者・町が協力して梶原町の魅力ある景観を活かした景観形成を進めるうえで大切な景観形成に対する目標を実現するために、日常の生活の中から景観に関する様々な取組を実行し、長い視点にたち美しい景観を創っていくこととし、町の掲げる目標から大きく外れることのない決まりを定めます。

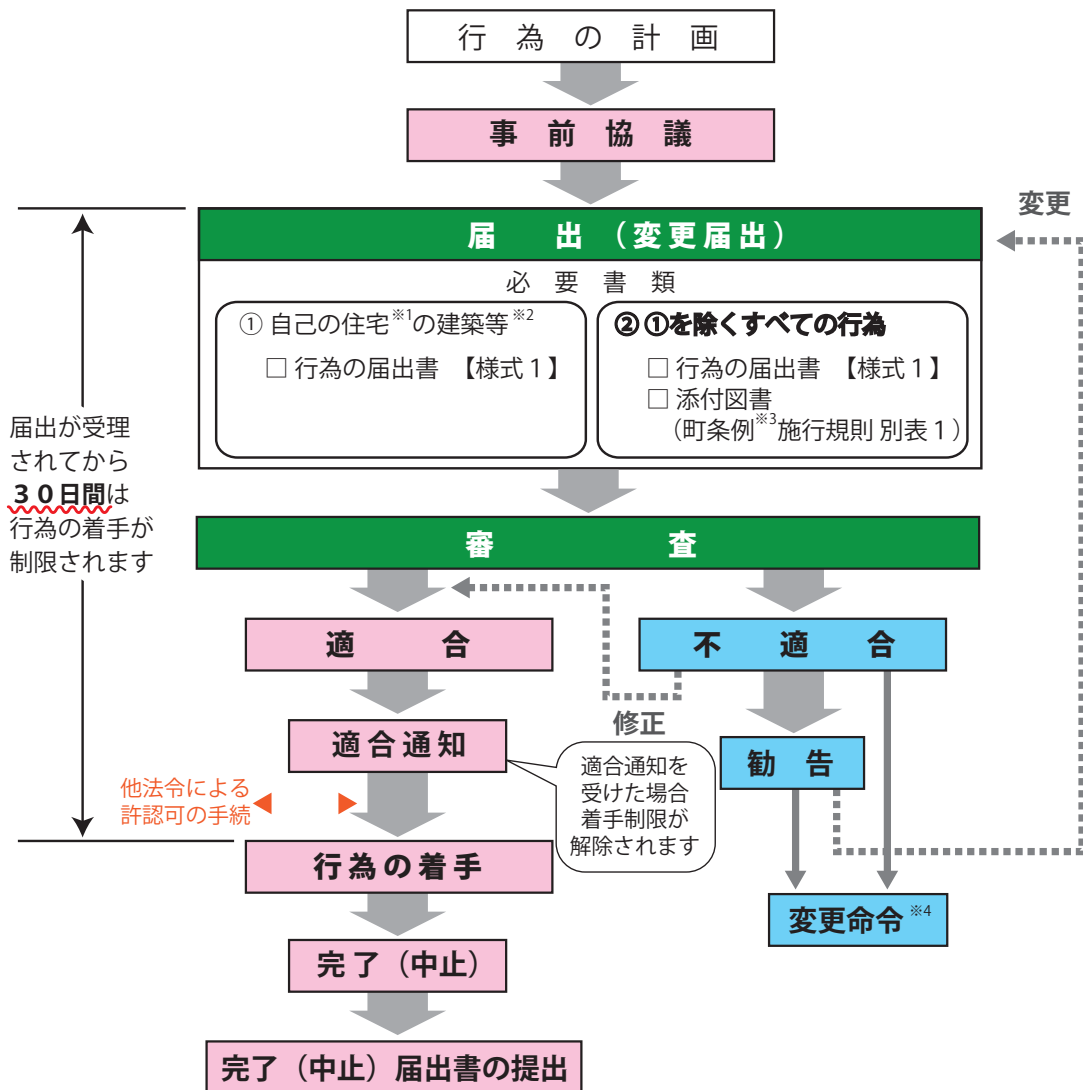
届出対象行為以外の建築物や工作物についても景観に配慮した一定のルールづくりが必要と考えます。このため、景観形成に向けた町の景観に関する情報発信、景観づくりについての取組みを共有できるように進めていきます。

2 届出の流れ

梶原町では、次項に定める建築等の行為（届出対象行為）を行う際には、行為に着手する30日前までに必ず景観法に基づく届出が必要です。

建築等の行為を計画する際には、必ず事前に梶原町に相談を行うようにしてください。

届出の流れ（フロー図）



- ※1 自己の居住の用のみに供する住宅（店舗や事業所等と併用する場合は該当しません。）
- ※2 建築等とは、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」のいずれかに該当する行為
- ※3 梶原町景観条例
- ※4 建築物の建築等及び工作物の建設等が対象

3 届出対象行為

区域別届出対象行為の一覧

	重点区域	
	第1種地区	第2種地区
	四万十川区域	四万十川区域（含、神在居地区） 四国カルスト地区 龍馬脱藩の道地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 建築面積 100㎡以上、又は高さ 10m 以上 <input type="checkbox"/> 外観の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	
工作物*の新設、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	<input type="checkbox"/> 築造面積 50㎡以上、又は高さ 5.0m を超えるもの <input type="checkbox"/> 擁壁等で高さ 2.0m 以上かつ延長 10m 以上のもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの
開発行為	<input type="checkbox"/> 区域面積 100㎡以上のもの	<input type="checkbox"/> 区域面積 200㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 100㎡以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 200㎡以上又は高さ 3.0m を超えるもの <input type="checkbox"/> 盛土 1.0m 又は切土 2.0m 以上で、200㎡以上の土地の開墾、その他土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	<input type="checkbox"/> 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの（存続期間が 90 日を超えるもの）	
木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 100㎡以上	<input type="checkbox"/> 200㎡以上
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	<input type="checkbox"/> 届出対象となる建築物、工作物、広告物等に対して設置する全ての特定照明（存続期間が 30 日を超えるもの）	

※梶原町景観計画における「工作物」とは、以下のものと定義します。

- ・ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・ 塀、門、柵、垣、擁壁類、舗装その他これらに類するもの
- ・ 昇降機、乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ・ ウォーターシャフト、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・ 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物
- ・ 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの

第3種地区	一般区域
ししまる地区	
<input type="checkbox"/> 全ての行為（10㎡未満の増改築、模様替え等を除く）	<input type="checkbox"/> 建築面積 200㎡以上、又は高さ 10.0m 以上 <input type="checkbox"/> 上記の規模で外観の変更に係る部分の面積の合計が外観面積の 1/4 以上となるもの
<input type="checkbox"/> 築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	<input type="checkbox"/> 築造面積 500㎡以上、又は高さ 10m を超えるもの <input type="checkbox"/> 上記の規模で外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が外観の 1/4 以上となるもの
<input type="checkbox"/> 区域面積 100㎡以上のもの	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 100㎡以上の土地の開墾、その他土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの （存続期間が 90 日を超えるもの）	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 100㎡以上	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 届出対象となる建築物、工作物、広告物等に対して設置する全ての特定照明 （存続期間が 30 日を超えるもの）	-

4 届出が適用されない行為

届出対象行為のうち、下記の目的等により実施する行為については、届出（通知）は適用しません。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 仮設の工作物の建設等（建築物の場合、仮設でも届出が必要です）
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 農業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの
 - ① 用途を改変しない農地の改変（※新しく農地を開墾する場合は届出が必要です）
 - ② 幅員が3.0m未滿の農道の設置
 - ③ 幅員が2.0m以下の用排水路の設置
 - ④ 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為
 - ⑤ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為
- 林業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの
 - ① 木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が3.0m未滿の作業道や林道の設置
 - ② スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために付帯して行う行為（※皆伐の場合は届出が必要です）
 - ③ 天然林農地、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為
 - ④ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為

- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 景観重要建造物について、現状変更の許可を受けて行う行為
- (4) 景観重要公共施設について、景観計画に整備に関する事項（整備方針）が定められたものの整備として行う行為
- (5) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの

5 景観形成基準

区域ごとに、行為別の景観形成基準を定めることとします。

(1) 四万十川区域（第1種）・（第2種：神在居地区含む）

四国カルスト地区（第2種）、龍馬脱藩の道地区（第2種）

■建築物

	第1種地区	第2種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さは13mを超えないこと <input type="checkbox"/> 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける	<input type="checkbox"/> 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観や集落景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
緑化	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
駐車場・空き地	<input type="checkbox"/> 川や主要な道路からの眺望において、閑散とした印象となるのを避けるため、生垣や樹木等による遮へいを行うこと <input type="checkbox"/> 適切な維持・管理を行うこと	<input type="checkbox"/> 適切な維持・管理を行うこと

■工作物

	第1種地区	第2種地区
配置・高さ	<p>□高さ13mを超えないこと。ただし、既存の電柱で13mを超えるものの改築においては、やむを得ない場合には従前の高さを上限とする。</p> <p>□大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする</p> <p>□景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。</p>	<p>□高さ20mを超えないこと。ただし、既存の工作物の建て替えについては、公益上必要なものであると町長が認める場合に限り、従前の高さを上限とする。</p> <p>□大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする</p> <p>□景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。</p>
稜線等の分断	<p>□山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること</p>	<p>□山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること</p>
河川景観との調和	<p>□大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること</p> <p>□河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと</p>	<p>□大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること</p> <p>□直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避ける</p>
形態・意匠、色彩・素材	<p>□色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする</p> <p>□外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける</p>	<p>□色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする</p> <p>□外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける</p>
光害の抑制	<p>□周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること</p> <p>□川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける</p>	<p>□周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること</p> <p>□川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける</p>
緩衝帯の設置(鉄塔等は除く)	<p>□1,000㎡以上の行為地の(その出入り口を除く)境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること</p>	<p>□1,000㎡以上の行為地の(その出入り口を除く)境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること</p>
天然林等の保全	<p>□集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する</p>	<p>□集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する</p>
緑化(鉄塔等は除く)		<p>□行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する</p> <p>□斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと</p>
空き地	<p>□撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと</p>	<p>□撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと</p>

■開発行為

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木等による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
盛土又は切土の高さ	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと <input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと。	<input type="checkbox"/> 原則として天然林は保全すること。行為地内の全体の伐採率は当該天然林面積の30%以下とすること
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること

■土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	<input type="checkbox"/> 切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木等による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
盛土又は切土の高さ	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと <input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと。	<input type="checkbox"/> 原則として天然林は保全すること。行為地内の全体の伐採率は当該天然林面積の30%以下とすること
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと

■屋外における土石等の堆積

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為地の（その出入り口を除く）境界線 <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること	<input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること

■木竹の植栽又は伐採

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

■特定照明

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと
色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする

(2) 第3種：ししまる地区

■建築物

	第3種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さは原則として10mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 屋根の形状は傾斜屋根とし、軒の出の寸法は、50cm以上とすること <input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、自然色を基本とし、鮮やかな原色は避け、周囲の景観に調和するものとする <input type="checkbox"/> 地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用に努めるものとし、屋根は原則として瓦を基本とすること <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周囲の景観と調和するものであること
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 照明、イルミネーションなど夜間も美しい景観づくりに配慮すること

■工作物

	第3種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さ13mを超えないこと。 <input type="checkbox"/> 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度10未満で、かつ周囲の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 大規模なものは茶系を中心とした色彩となるよう配慮すること <input type="checkbox"/> 自然素材を可能な限り使用し、それによりがたい場合は形状・素材感の工夫を図る <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける
自動販売機	<input type="checkbox"/> 色彩は彩度10未満とする <input type="checkbox"/> 可能な範囲で木製建具で囲むなど、周囲と調和した景観づくりに配慮する
緑化	<input type="checkbox"/> 道路に面する部分は、花壇等を設置するなど通りに面する緑豊かな景観づくり配慮する

■開発許可

■土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更

	第3種地区
まちなみとの調和	<input type="checkbox"/> 開発後の状態が周囲の景観や歴史的な通りの景観と調和したものとなること <input type="checkbox"/> 周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木、中高木の植栽等必要な修景措置や緑化措置を講じること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする <input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁等の構造物を設ける場合は、最小限にとどめ、周囲から目立たないよう工法や色彩等に配慮し、周囲のと調和したものとする

■屋外における土石等の堆積

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為地の(その出入り口を除く)境界線 <input type="checkbox"/> 景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること

■木竹の植栽又は伐採

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

■特定照明

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと
色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする

(3) 一般区域

■建築物

	一般区域
配置・高さ	□高さは13mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。
稜線等の分断	□景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
形態・意匠、色彩・素材	□原則として、傾斜屋根とすること。これによらない場合は、建築物の形状、色彩等を周辺の建築物と調和するものとする。 □地域の景観を特徴づける素材、その他、これに類する自然素材の活用を努め、周囲との調和を図ること □屋根、外壁などの色彩は、鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和するものとする □太陽光発電施設を設置する場合は、屋根の色と調和のとれた色彩とすること

■工作物

	一般区域
高さ・配置	□高さは13m以下とすること。ただし、既存の工作物の建て替えについては、公益上必要なものであると町長が認める場合に限り、従前の高さを上限とする。
稜線等の分断	□山の稜線を分断しないこと □景観重点区域から見える山の景観を阻害しないこと
形態・意匠、色彩・素材	□鮮やかな原色、蛍光色は避け、周辺の景観と調和するよう、奇抜なものは避けること
太陽光発電設備	□太陽電池モジュール、フレーム、その他付属設備は、明度・彩度共に低い目立たないものとする □道路等の公共の場から望見できる場所に設置する場合には、道路等から直接、設備類が見えないよう植栽や塀等で遮へいすること
自動販売機	□外観において周囲に景観に調和するよう努めること

■開発行為

	一般区域
生物の生息環境の保全	□地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと □沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	□景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	□地形変化が最小限となることに配慮した造成に努める □切土・盛土は最小限となるよう配慮する □周辺景観及び周辺環境に配慮し、修景措置や緑化措置を講じること □擁壁等の構造物を設ける場合に最小限とする。 □法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと □擁壁等は、自然素材を使用するなど、周辺の自然になじむよう配慮する

■土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 地形変化が最小限となることに配慮した造成に努める <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する <input type="checkbox"/> 周辺景観及び周辺環境に配慮し、修景措置や緑化措置を講じること <input type="checkbox"/> 擁壁等の構造物を設ける場合に最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、周辺の自然になじむよう配慮する

■屋外における土石等の堆積

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から堆積物が目立たないように位置を工夫し、植栽や塀等による遮蔽等の措置をする

■木竹の植栽又は伐採

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針

町民に親しまれている建造物（建築物及び工作物）の外観において、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す項目のいずれかに該当する建造物を、景観形成上重要な建造物として指定する。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、これらの特性が形として現れたもので、梶原を象徴する建造物であるもの
- 外観が伝統的様式や技法で構成され、梶原の歴史、生活、文化の感じられるもの
- 周辺景観の核となり、街並みの雰囲気醸し出しているもの

景観重要建造物（指定済）			
茶堂	川西路地区構造改善センター	ゆすはら座	梶原町総合庁舎

景観重要建造物（候補）	
吉祥寺	三嶋神社群



茶堂（松原）



川西路地区構造改善センター



ゆすはら座



梶原町総合庁舎



吉祥寺



三嶋神社

2 景観重要樹木の指定方針

当該樹木の樹姿が、道路その他公共の場所から誰でも容易に見ることができ、次に示す項目のいずれかに該当する樹木を、景観形成上重要な樹木として指定する。

- 町民に親しまれ周辺景観の核となっているもの
- 樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
- 樹木がアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

景観重要樹木（指定済）
ハリモミ（三嶋神社境内）

景観重要樹木（候補）
街路樹など



ハリモミ（三嶋神社境内）



街路樹など

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

本景観計画区域における屋外広告物に関する行為の制限は、高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第3条及び第5条により、全域が禁止地域又は許可地域に指定されており、一定規模以上の自家用広告物及び全ての非自家広告物に対する制限がかけられています。

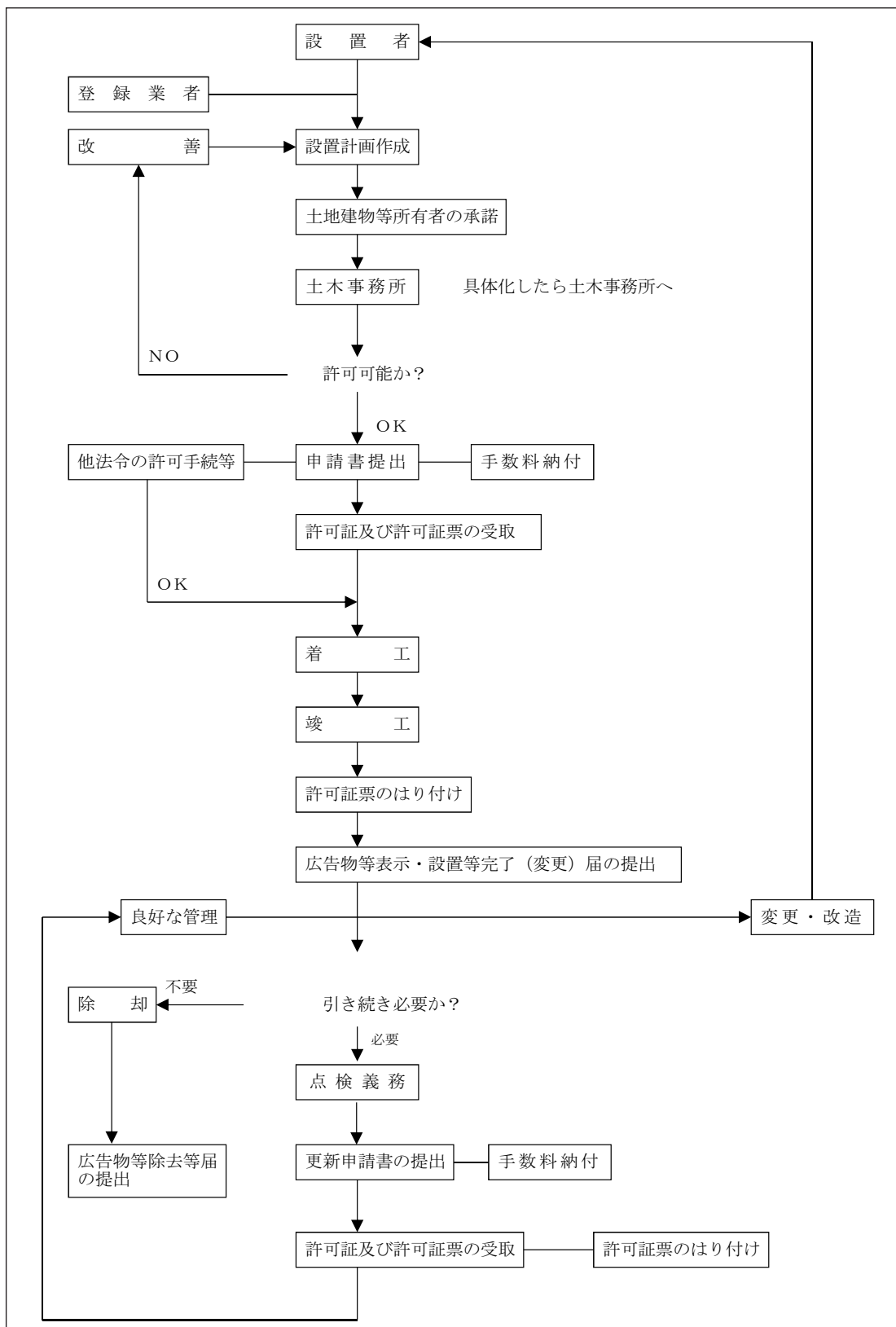
また、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例により、重点地域においては、屋外広告物に対して色彩等の基準が設けられ、景観の保全が図られています。

本町をはじめとした流域5市町で広域選定を受けている重要文化的景観の選定地や重点地区等における屋外広告物の制限内容については、今後、高知県と連携を図りながら、景観計画と整合した制限内容等について、高知県と継続的に協議を行うこととします。



高知県屋外広告物条例の規制概要（栲原町）

(参考) 高知県屋外広告物条例の許可の流れ



第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1 指定に関する基本的な考え方

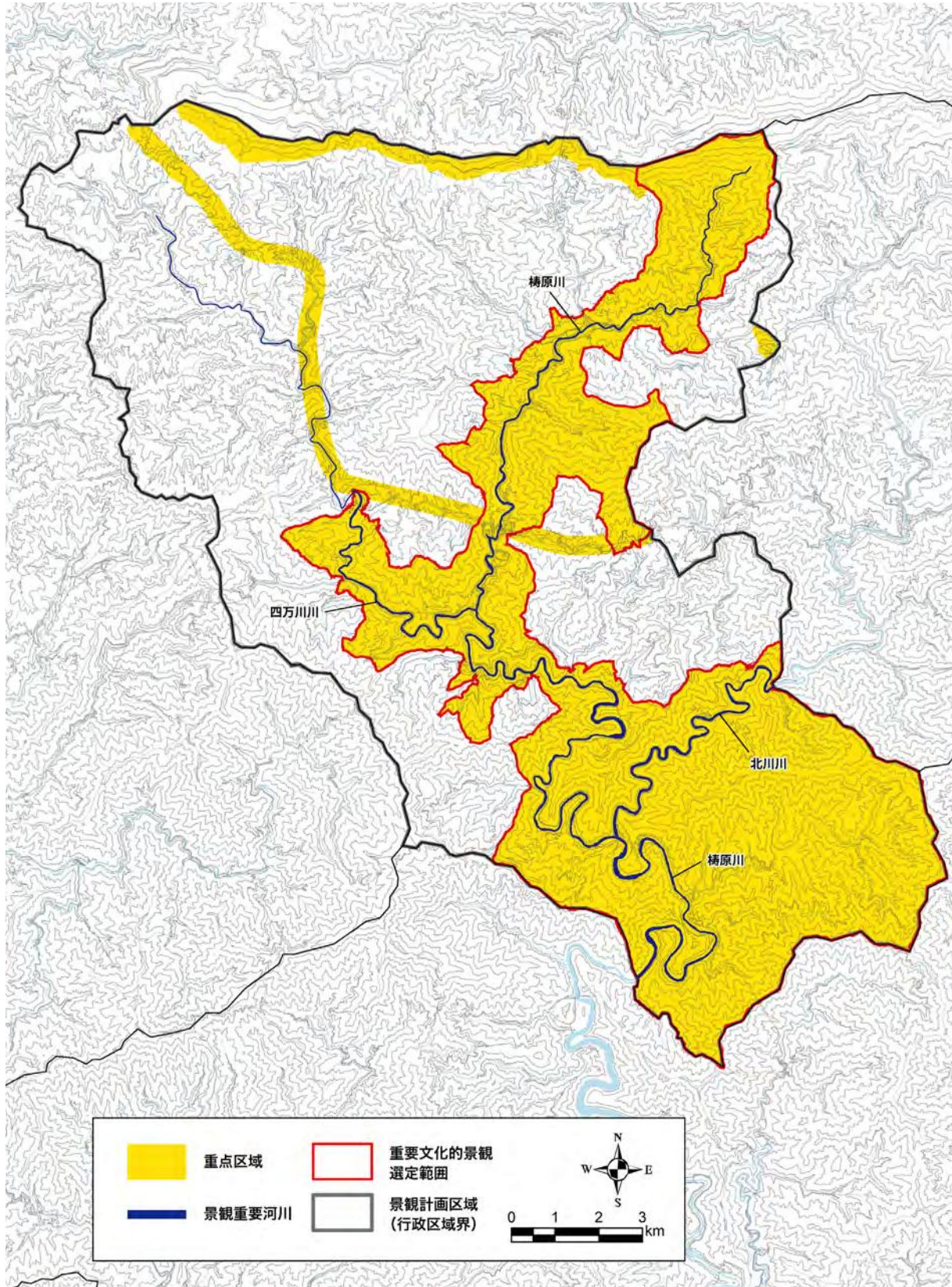
町民に親しまれている公共施設（道路、橋梁、河川）のうち、景観形成上、周囲の景観に大きな影響を及ぼす次に示す公共施設を、景観形成上重要な公共施設として、良好な景観の形成に町民・事業者等に行政が先導的な役割を果たしていくために指定し位置づけた。

なお、指定に際しては、国、県など関係機関と協議を行った。

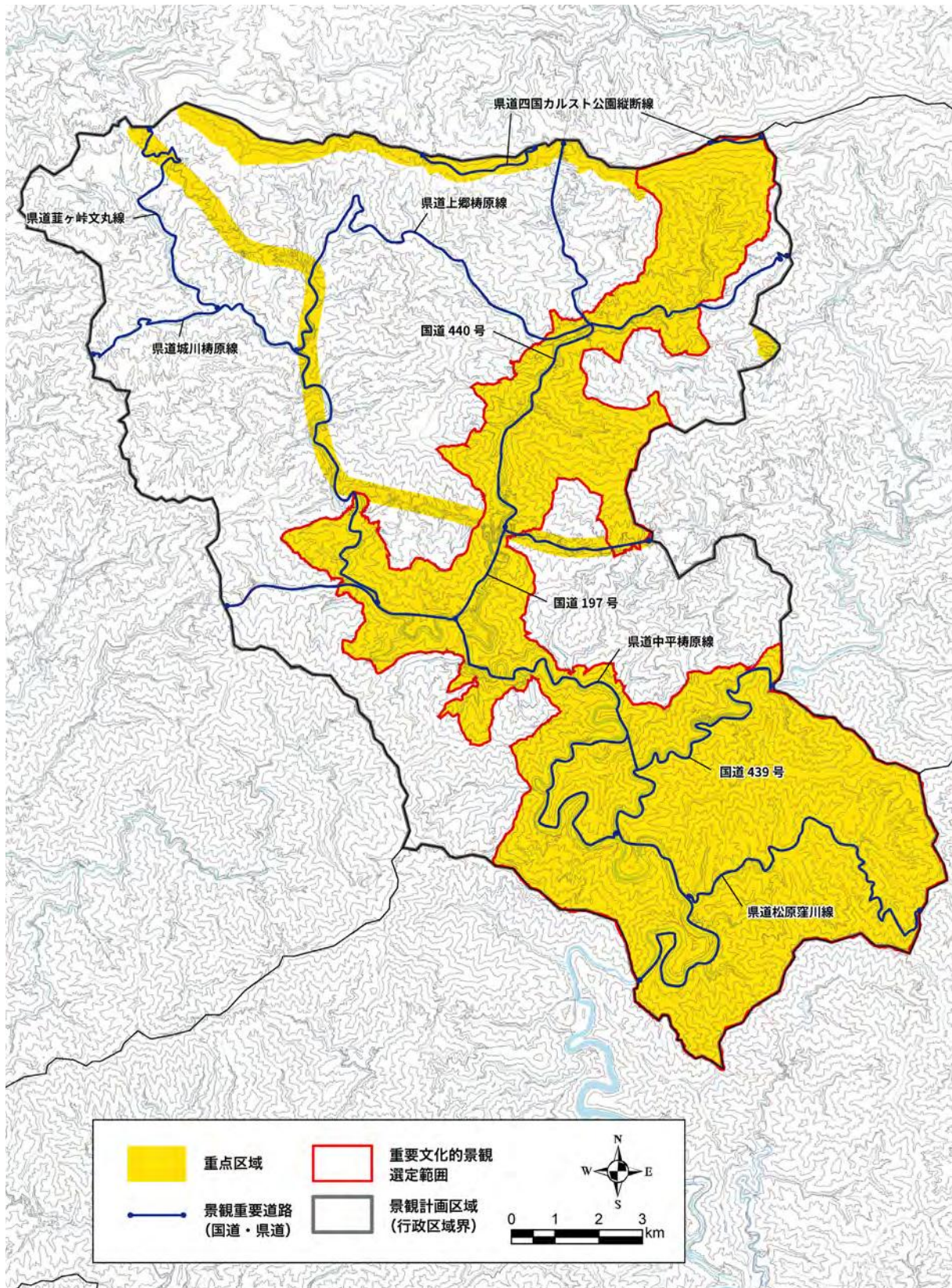
今後は、運用していく上で国、県と連携を図るとともに協議しながら整備を進めていくこととする。

2 対象施設

分類	施設名	管理者	備考
河川	栲原川	県 (須崎土木務所)	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	北川川	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	四万川川	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
道路	国道 197 号	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	国道 440 号	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	国道 439 号	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道中平栲原線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道城川栲原線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道上郷栲原線	〃	* (一部) 重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道松原窪川線	〃	*重要な構成要素(重要文化的景観)
	県道葦ヶ峠文丸線	〃	
	県道四国カルスト公園 縦断線	〃	
	全ての町道	町	



景観重要河川の位置図



景観重要道路の位置図

3 景観重要河川の整備方針

- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、四万十川流域の文化的景観の価値の保存継承に向け、必要に応じて調査を行った上で整備に努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、多様な生物の生息環境に保全・再生に配慮するとともに、持続的な漁労環境に配慮した河川環境の保全・再生に関する調査及び整備に努める。
- 護岸等の整備において構造物を使用する際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意するとともに、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 水辺への眺めを活かした河川景観の整備を行う際には、水防林等で必要なものや生物の生息環境等に寄与するもの以外の必要以上に繁茂した河畔林等は伐採するなど、良好な河川景観の形成に向けた適切な管理に努める。
- 護岸や河川敷等の空間を活用できる場合には、水辺に親しめる広場や公園等の空間や川の眺めを楽しめる空間の創出を図るよう努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川水系の特徴を継承した河川環境及び河川景観の保全・創出に努める。



4 景観重要道路の整備方針

- 道路の拡幅に伴う安全対策工事等の地形改変や大規模な構造物を使用する工法を行う際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意し、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 現道上に架かる橋梁の整備・修繕にあたっては、周囲の景観や既存施設の歴史的背景等を踏まえ、デザイン及び色彩においては、四万十川らしい河川景観と調和するよう配慮する。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識の標柱等は、周囲の景観が映えるような種類・色彩とし、周囲の景観と調和した素材や色彩の使用に努める。
- 防護柵や照明をはじめとした道路付属物については、種類・色彩において周囲の景観と調和するよう配慮する。
- 大規模な地形改変を伴う整備等においては、必要に応じて専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川流域の川と山からなる自然景観の保全・形成に努める。
- 梶原町の中心部であるししまる地区においては、国道440号では、歩行を快適にするため、電線類の地中化や自然素材・景観に配慮した舗装材などの工夫を図る。



